

1. 検討経緯

- 東日本大震災の発生以降、本庁舎が抱える課題とその対応策について検討が行われ、平成26年11月に、パブリックコメント手続を経て、「千葉市新庁舎整備基本構想（以下、「基本構想」という。）が策定されました。
- 基本構想では、本庁舎の抱える課題を解決し、政令指定都市における本庁舎として求められる機能を果たせるよう、新庁舎（行政棟及び議事堂棟）の整備に係る基本理念、あるべき姿等の基本的な考え方を整理しました。
- その後も、本庁舎整備検討委員会での議論を継続し、基本構想の具体化に向け、議論を行ってきました。
- 本計画（案）は、本庁舎整備検討委員会での検討内容を整理し、市議会の新庁舎整備調査特別委員会の調査審議を経た上で、とりまとめたものです。

H23年3月	東日本大震災の発生 (業務が一時中断)
H23年度	市内部での検討 (本庁舎のあり方に関する基本的な考え方)
H24年度	基礎調査の実施 (本庁舎敷地に集約することが優位)
H25年度	第三者評価実施 (基礎調査結果の検証)
H26年11月	基本構想の策定 (新庁舎整備の基本的な考え方を整理)
H26年度末	基本計画（案）の作成

● 本庁舎整備基本構想

■ 基本理念 ■

- 1 人口構成や社会ニーズなど将来の変化に柔軟に対応できるような新庁舎整備を進めていきます。
- 2 政令指定都市における本庁舎として、通常業務の遂行性に優れた新庁舎整備を進めていきます。
- 3 非常時においても状況の変化に柔軟に対応できる、業務継続性を備えた新庁舎整備を進めていきます。

将来の変化への柔軟性の確保

通常業務の遂行性の確保

非常時の業務継続性の確保

■ 本庁舎のあるべき姿 ■

- 将来の人口構成や社会ニーズの変化に対応できる庁舎**  
将来の変化に伴い、行政組織の変更や業務形態の変化に柔軟に対応できる庁舎を目指します。
- 長期間にわたり効率的に使い続けることができる庁舎**  
様々な変化に対応しつつ、長期間にわたり効率的に使い続けられるよう、十分な安全性と経済性を備えた庁舎を目指します。
- 市民や事業者にとって使いやすく、利便性や機能性に優れ、環境にも配慮した庁舎**  
本庁舎の業務がワンストップで対応できるなど市民や事業者にとって使いやすく、業務遂行の利便性・機能性に優れ、高い環境性能を備えた庁舎を目指します。
- 優れたセキュリティを持ち、安全に業務遂行できる庁舎**  
様々な情報に対する防犯性を確保するとともに、庁舎利用者の安全性を確保するなど、安心して利用できる庁舎を目指します。
- 地震をはじめ、災害に強い構造を備えた庁舎**  
本庁舎は市民の安心・安全を支えるための総合防災拠点であるため、耐震性に優れ、災害に強い構造・設備を備えた庁舎を目指します。
- 非常時の業務継続機能を備えた庁舎**  
災害発生等の非常時においても、迅速に業務機能を回復し、災害対応等に従事できるよう、業務継続機能を備えた庁舎を目指します。

2. 新庁舎の整備の方向性

論点1 資料2:新庁舎の使い方(論点整理表)

基本構想における「基本理念」と「あるべき姿」を、より具体的な新庁舎の整備の方向性として大きく三つの考え方により整理をしています。  
政令指定都市の本庁舎として、千葉市の拠点となるとともに、市民とつながり、ともに成長していけるような計画とします。

1. 『将来の変化への柔軟性の確保』を受けた考え方

可変性	行政組織の変更や職員の増減に柔軟に対応できるよう、建物内のレイアウトを自由にとれる庁舎とします。
将来の変化への対応性	将来の変化や行政の役割の変化に対応できるよう、建物としての機能転換や用途変更、スペースの有効活用に配慮した庁舎とします。
安全性	建物を長期間使用するため、設備機器等の更新や維持管理が容易な庁舎とします。
経済性	ライフサイクルコストの削減や財政負担の軽減に配慮した庁舎とします。

2. 『通常業務の遂行性の確保』を受けた考え方

利便性	窓口利用の多い部署を集約するなど、本庁舎の業務がワンストップで対応できるとともに、多様な利用者に配慮した庁舎とします。
機能性	職員が働きやすく、業務生産性の向上やスペースの効率化に配慮した庁舎とします。
環境先進性	自然エネルギーの活用など環境負荷を抑えるとともに、環境配慮においてモデルとなるような庁舎とします。
防犯性	個人情報等の漏洩を防止するため、セキュリティラインに配慮した庁舎とします。

3. 『非常時の業務継続性の確保』を受けた考え方

災害安全性	本庁舎敷地が抱えるリスクへ対応した庁舎とします。
構造安全性	構造の強さや設備の耐震性を備えた庁舎とします。
防災拠点性	非常時の司令塔として情報収集や情報発信機能を担うとともに、通常時から、非常時用スペースの日常利用に配慮した庁舎とします。
業務継続性	電力や給排水インフラ等の多重化・自立化を行い、災害時におけるエネルギーの自給自足ができる庁舎とします。

### 3. 機能別整備方針

#### ■行政機能

- ・執務、窓口、打合せ、書庫、更衣、会議室等の各スペースを整備します。
- ・執務スペースはユニバーサルレイアウトを採用し、組織変更への柔軟性を確保するほか、スペース効率の徹底によりムダのない計画とします。
- ・行政情報/個人情報保護や防犯上の観点から、来庁者の立ち入り（利用）可能な場所を明確にするとともに、職員についても特定の職員しか入室できない区画を設けるなど、業務の性質や扱う情報に応じて、セキュリティのレベルを区分します。
- ・市役所前市民センター、市政情報室を設置し、的確な情報や行政サービスの提供を行います。また、市民にわかりやすく使いやすいよう、モノレール駅に近い建物低層階に配置します。

#### ■議会機能

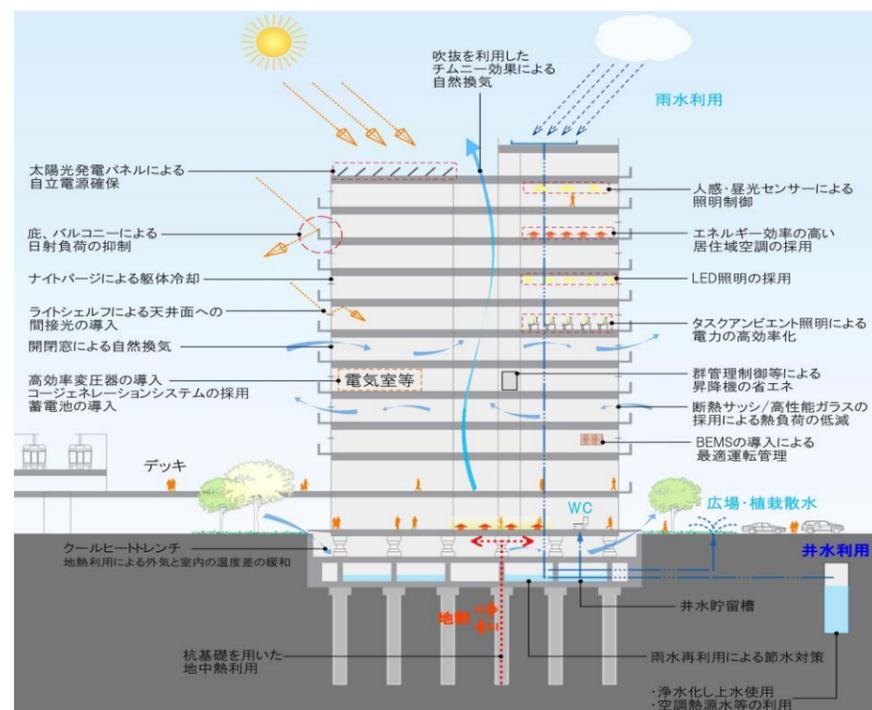
- ・調整中

#### ■その他庁舎全般に関する機能

##### ○環境配慮に関する機能

- ・自然エネルギーの活用など環境負荷を抑えた庁舎とします。
- ・環境配慮において、モデルとなるような庁舎とします。

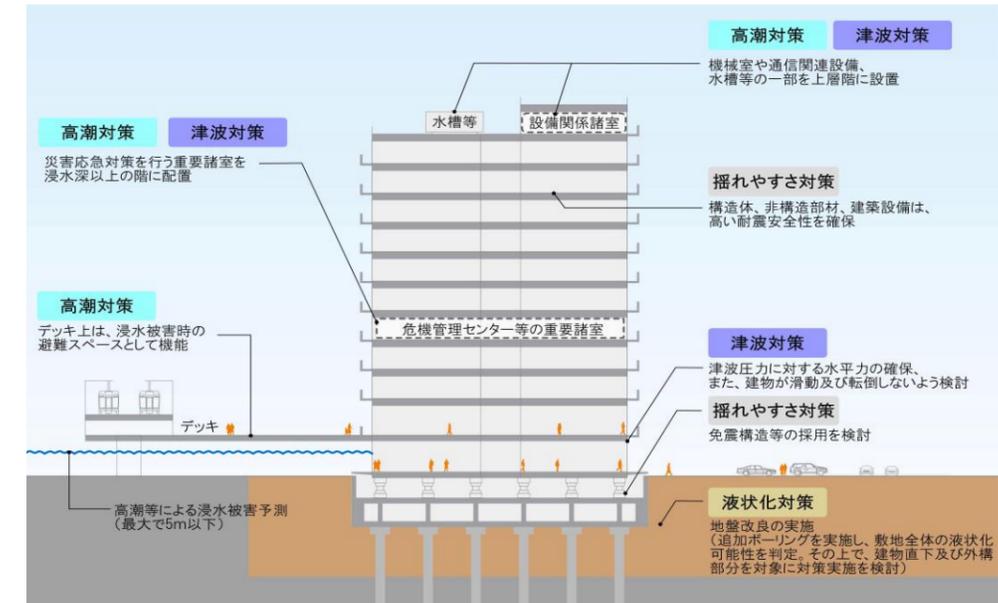
##### ○環境配慮型の庁舎としてのイメージ



##### ○災害対策に関する機能

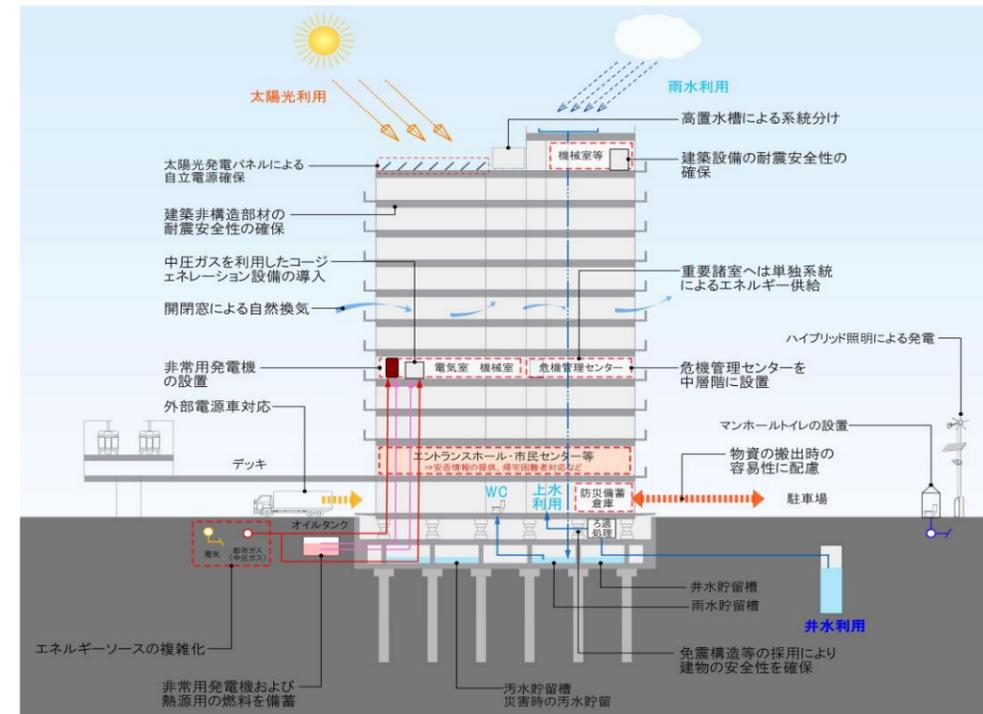
- ・千葉市全体の、非常時の防災拠点として、情報収集や指揮命令を的確に行うことができるよう、災害対策機能を強化します。
- ・災害対策の中核機能として、危機管理センターの設置を想定します。
- ・液状化等、本庁舎敷地で想定されるリスクについて、確実な対策を行います。
- ・構造体や設備の耐震安全性については、官庁施設の総合耐震計画基準に基づく、最上位の性能を確保し（構造体：I類、建築非構造部材：A類、建築設備：甲類）、免震構造や制振構造の採用を検討します。

##### ○リスク対応のイメージ



- ・インフラ途絶時においても、自然採光や自然通風等の自然エネルギーを活用できるような計画とします。

##### ○防災拠点としての庁舎イメージ



## 4. 新庁舎の規模とモデルプラン

### ■ 規模等

#### ○新庁舎に集約する機能

本庁機能の考え方として、以下のように整理します。

- ・全市的な観点からの政策立案を行う機能（例 計画・財政・人事部門）
- ・広域的・統一的な処理が必要な機能（例 建築部門）
- ・国・県・他自治体との協議・調整を行う機能（例 防災部門）

#### ○新庁舎に集約する組織等

現本庁舎及び中央CC、PSTに分散している組織の執務室・会議室等を集約します。また、中央CCで市民サービスを提供している市役所前市民サービスセンターについては、新庁舎へ集約します。本庁舎への設置が検討されている危機管理センターについては、平成26年度策定予定の危機管理センター基本構想の内容を踏まえて、新庁舎への集約を検討します。

#### ○新庁舎の規模算定のための職員数等

平成26年4月現在、現本庁舎及び中央コミュニティセンター、ポートサイドタワーに勤務する千葉市職員（嘱託・再雇用・アルバイト等を含む）の数は、2,065人です。

職員数の長期的動向については、様々な要因により変化することが予想され、現時点で確定することが難しいため、規模算定のための基準となる人数は、現状の人数とします。

#### ○新庁舎の規模

現有面積、「国交省基準（新営一般庁舎面積算定基準）」、「総務省起債基準」の面積等を比較検討した結果、国交省や現状の面積に基づき面積を算定します。

合計で、約50,000㎡の庁舎規模とします。

<庁舎規模案のシミュレーションについて>

区分	①	②	③
	現有面積	庁舎規模案 (国交省基準)	総務省起債基準※
①執務スペース	15,100	17,100	18,800
一人あたり執務面積	7.3㎡/人	8.3㎡/人	9.1㎡/人
②議会スペース	2,250	2,250	2,500
③危機管理センター (オペレーションルーム)	100	1,000	1,000
④市役所前市民センター	400	400	400
⑤その他(会議室・倉庫・共用部等)	28,150	29,250	35,300
合計(延床面積)	46,000	50,000	58,000

※危機管理センター及び市役所前市民センターの面積を加算した場合

### 論点2

### 資料3:新庁舎のモデルプランについて

### ■ 建物の配置の考え方

#### ○配置検討上の条件

新庁舎建設が可能な範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北側駐車場部分は、現在空地であり、庁舎建設に支障はありません。</li> <li>・北西側の車庫棟・倉庫棟部分は、既存建物の解体が可能であり、庁舎建設に支障がありません。</li> <li>・南側の前庭/車寄せ部分や駐車場部分も、既存庁舎に隣接することとなりますが、庁舎建設は可能です。</li> </ul>	
一部解体が可能な部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現本庁舎の西側低層部や車寄せの底は、必要であれば解体は可能とすることとします。</li> </ul>	
道路からのアクセスに課題がある部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道側は道路改良事業により、車の出入口が設置不可となる範囲があります。</li> <li>・モノレール駅下部は、デッキの柱脚があるため、出入口を設けることが困難です。</li> </ul>	
迅速な整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁舎の建設は、現庁舎を活用しながら建替えることを基本と考えています。</li> </ul>	

#### ○新庁舎の建設可能場所

本庁舎敷地における配置検討上の条件をふまえ、以下の3ケースにて想定を行います。

ケース1 (千葉銀行側)	ケース2 (プロムナード側)	ケース3 (みなと公園側)

○新庁舎のモデルプラン及びメリット・デメリットの整理

本庁舎敷地における配置検討上の条件をふまえ、以下の3ケースにて想定を行います。

モデルプラン		Aエリア 千葉銀行側	Bエリア プロムナード側	B・Cエリア みなと公園側
配置計画				
建築計画				
敷地利用	建物配置の自由度	2棟案/3棟案等、自由に計画が可能である。	1棟案の場合、建物が横に長くなる(100m超)、移動距離が長くなる。 2棟案/3棟案は、建物の奥行きに制約があるが、採用可能。	1棟案の場合、建物が横に長くなる(100m超)、移動距離が長くなる。 2棟案/3棟案は、建物の奥行きに制約があるが、採用可能。
	屋外スペースの確保	まとまった面積を整形で確保可能。	まとまった面積を整形で確保可能。	まとまった面積を整形で確保可能。
	モノレール駅からのアクセス	モノレール駅からのアクセスが遠い。	モノレール駅からのアクセスが近い。	モノレール駅からのアクセスが近い。
	国道からのアクセス	国道側は道路改良事業により、車の出入りに制約がある。	国道側の出入りに制約がなく、駐車場の利便性が高い。	国道側の出入りに制約がなく、駐車場の利便性が高い。
	みなと公園との関連性	みなと公園との連携が可能である。	みなと公園との連携が可能である。	みなと公園との連携の自由度が高い。
将来の余剰地活用の可能性	モノレール駅側に、余剰地スペースを確保可能。余剰地がモノレール駅への連絡通路により分断。	千葉銀行側に、整形な余剰地スペースを確保可能。	千葉銀行側に、整形な余剰地スペースを確保可能。Bエリアと比較して、国道側に余剰地を確保可能。	
建物利用	維持管理の容易性	1棟の場合、効率的な維持管理が可能である。	複数棟の場合、共用スペースが増加し、清掃や警備範囲が広くなるなど、効率的な維持管理を行っていく場合がある。	複数棟の場合、共用スペースが増加し、清掃や警備範囲が広くなるなど、効率的な維持管理を行っていく場合がある。
	組織配置の効率性	基準階面積が広く、フロア毎にまとまった組織配置が可能となり、来庁者や職員の動線が短い。	1棟案は建物が横に長く、動線が長くなる。(複数棟の場合は影響はない)	1棟案は建物が横に長くなり、動線が長くなる。(複数棟の場合は影響はない)
	執務室利用の効率性	1棟の場合、効率的な配置が可能である。	複数棟の場合、廊下・階段・エレベーター等の共用スペースが増加する。	複数棟の場合、廊下・階段・エレベーター等の共用スペースが増加する。
建物性能へ建物内の評価	将来の変化への柔軟性の確保	エリアの違いによる影響はない。	エリアの違いによる影響はない。	エリアの違いによる影響はない。
	通常業務の遂行性の確保	エリアの違いによる影響はない。	エリアの違いによる影響はない。	エリアの違いによる影響はない。
	非常時の業務継続性の確保	エリアの違いによる影響はない。	エリアの違いによる影響はない。	エリアの違いによる影響はない。

○新庁舎の配置検討に関する方向性

新庁舎の配置場所及び空間構成の決定は更なる検討が必要です。詳細は事業手法等検討調査等の結果を踏まえて、決定することとします。